

# 大阪府理容所及び美容所衛生管理要領

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課

目次

第1	目的	2
第2	用語の定義	2
第3	構造設備	2
第4	衛生に必要な措置	2
	1 施設一般	
	2 衛生的取扱い等	
	3 布片・器具	
	4 換気設備	
	5 照明設備	
	6 洗い場	
第5	消毒の手順	4
第6	従業者の健康管理・教育	5
第7	自主的管理体制	6

## 大阪府理容所及び美容所衛生管理要領

### 第1 目的

この要領は、理容所及び美容所における望ましい施設、設備、器具等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置により理容、美容に関する衛生の向上及び確保を図ることを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要領において用いる用語は、理容師法、美容師法及び大阪府理容師法施行条例、大阪府美容師法施行条例の定めるところによる。

### 第3 構造設備

- 1 施設は、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。
- 2 施設に休憩室を設ける場合は、従業者が更衣等を行える適当な広さとする。
- 3 作業場は、作業及び衛生保持に支障を来たさない程度の十分な広さを有し、居住室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等により完全に区分されていること。
- 4 便所は、隔壁によって作業場と区分され、専用の手洗設備を有すること。
- 5 流水装置は、水道から直接供給され汚水が停滞することなく適切に排出される設備が望ましいこと。
- 6 消毒済みの器具類の収納ケース等はふた付きのものとすることが望ましいこと。
- 7 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。

### 第4 衛生に必要な措置

#### 1 施設一般

- (1) 施設は、必要に応じ補修を行い、1日1回以上清掃し、衛生上支障のないようにすること。
- (2) 作業場内には、不必要な物品等を置かないこと。
- (3) 作業場内の壁、天井、床は、常に清潔に保つこと。
- (4) 施設内には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。
- (5) 作業場内をねずみ及び昆虫が生息しない状態に保つこと。
- (6) 器材・器具類は、常に点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。
- (7) 排水溝は、排水がよく行われるように毛髪等廃棄物の流出を防ぎ、1日1回以上清掃を行うこと。
- (8) 清掃用具は、専用の場所に保管すること。
- (9) 便所は、常に清潔に保持し、定期的に消毒し必要に応じ殺虫すること。
- (10) 便所の手洗い設備は、流水式とし、適当な手洗い用石けんを備えること。

#### 2 衛生的取扱い等

- (1) 管理理容師又は管理美容師は、毎日、従業者が感染症にかかっているかどうかを確認する

こと。

- (2) 管理美容師又は管理美容師は、毎日、理容所又は美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。
- (3) 作業場には、施術中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (4) 作業中、従業者は、清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用すること。
- (5) 従業者は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (6) 従業者は、常に身体及び頭髪を清潔に保ち、客に不潔感、不快感を与えることのないようにすること。
- (7) 従業者は、作業場においては所定の場所以外で着替え、食事をしないこと。
- (8) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用すること。
- (9) 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに置き換え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- (10) 客1人ごとに作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物を清掃すること。
- (11) パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

### 3 布片・器具

- (1) 器具類、布片類、その他の用具類の保管場所は、少なくとも1週間に1回以上清掃を行い、清潔に保つこと。
- (2) 洗浄及び消毒済みの器具類は、使用済みのものと区別して、ふた付きの収納ケース等に保管することが望ましいこと。
- (3) 使用する薬品類は、所定の場所に保管し、その取扱いに十分注意すること。
- (4) 蒸しタオルは、消毒済みのものを使用すること。
- (5) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用するとともに、白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすい被布を使用すること。
- (6) 調製した消毒薬は、使用しやすい適正な場所に置くこと。
- (7) 感染症の患者若しくはその疑いのある者又は皮膚疾患のある者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を感染症の種類に応じて行うこと。

### 4 換気設備

- (1) 換気には、機械換気設備を設けることが望ましいが、自然換気の場合は、換気に有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置に設置すること。
- (2) 換気設備は、定期的に点検・清掃を行うこと。
- (3) 作業場の空気環境は以下の基準により管理することが望ましいこと  
浮遊粉じんの量：0.15mg/m<sup>3</sup>以下

炭酸ガスの量：1000ppm 以下

一酸化炭素濃度：6 ppm 以下

温度：18℃以上28℃以下(冷房時には外気温との差が7℃以内)

相対湿度：40%以上70%以下

## 5 照明設備

照明器具は、少なくとも1年に2回以上清掃するとともに常に作業面の照度が300Lux以上となるよう照度維持に努めること。

## 6 洗い場

- (1) 手洗い設備には、手洗いに必要な石けん、消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。
- (2) 洗い場は、常に清潔に保持し、毛髪等の汚物が蓄積し、又は、悪臭等により客に不快感を与えることのないようにすること。
- (3) 洗髪設備は、適宜清掃し、清潔を保つものとする。

## 第5 消毒の手順

消毒方法については、理容師法施行規則第25条、美容師法施行規則第25条によるものとする。

### 1 かみそり（頭髪のカット用のかみそりを除く。以下同じ）及び血液の付着しているもの又はその疑いのあるもの

- (1) 消毒する前に家庭用洗剤を付けたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり、十分な流水（10秒間以上、1リットル以上）で洗浄する。
  - ア 器具は、使用直後に流水で洗浄すること。この際流水が飛散しないように注意すること。
  - イ 消毒液に浸す前に水気を取ること。
- (2) 消毒は次のいずれかの方法により行う。
  - ア 煮沸消毒器による消毒  
水量を適量に維持すること。
  - イ エタノールによる消毒  
消毒液は、蒸発、汚れの程度等により取り換え、少なくとも7日以内に取り替えること。
  - ウ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒  
消毒液は汚れの程度等により取り換え、少なくとも毎日取り替えること。
- (3) 消毒後流水で洗浄し、よく拭くこと。

### 2 かみそり以外の器具で血液が付着している疑いのないもの

- (1) 消毒する前によく洗浄する。
- (2) 消毒は前記1の方法又は次のいずれかの方法により行う。
  - ア 紫外線照射による消毒
    - (ア) 器具の汚れ具合、収納状況等により効果が期待できないことがあるため、器具の汚れを十分に除去した後、直接紫外線が照射されるような状態に収納し、照射する。
    - (イ) 定期的に紫外線灯及び反射板の清掃を行い、常に85μw/cm<sup>2</sup>以上の紫外線照射が得

られるように管理すること。

イ 蒸し器等による蒸気消毒

器内底の水量を適量に維持すること。

ウ エタノールによる消毒（消毒用エタノールを含ませた綿若しくはガーゼで器具表面をふく方法）

エ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

消毒液は、汚れの程度により取り替え、少なくとも毎日取り替えること。

オ 逆性石ケン液による消毒

（ア）石ケン、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、残存により消毒効果が低下するため十分水洗いしてから使用すること。

（イ）消毒液は、汚れの程度等により取り換え、少なくとも毎日取り替えること。

カ グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

消毒液は、汚れの程度等により取り換え、少なくとも毎日取り替えること。

キ 両性界面活性剤による消毒

消毒液は、汚れの程度等により取り換え、少なくとも毎日取り替えること。

3 タオル、布片類の消毒

(1) 使用後の布片類は、洗剤等を使用して温湯で洗浄すること。

(2) 加熱による場合は、使用したタオル及び布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ 器内が80℃を超えてから10分間以上保持させること。

(3) 消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒すること。消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管するか又は蒸し器に入れること

(4) 血液が付着したタオル、布片類は、廃棄するか又は血液が付着している器具と同様の洗浄及び消毒を行うこと。

4 手指の消毒

客1人ごとに手指の消毒を行うこと。消毒方法は次の方法によること。

ア 血液、体液等に触れ、目に見える汚れがある場合、あるいは、速乾性擦式消毒薬が使用できない場合は、流水と石けんを用いて手指を少なくとも15秒間洗浄すること。

イ 上記以外の場合は、速乾性擦式消毒薬を乾燥するまで擦り込んで消毒すること。

5 その他の消毒

(1) シェービングカップ等の間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じ、上記に掲げた消毒方法のいずれかの方法により消毒をすること。

(2) その他の設備については、適宜、消毒すること。

第6 従業員の健康管理・教育

1 開設者及び管理美容師又は管理美容師は、常に従業員の健康管理に注意し、従業員が以下に掲げる感染症にかかったときは、開設者は、当該従業員を作業に従事させないこと。

ア 結核

イ 感染性の皮膚疾患(伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等)

- 2 開設者は、従業者又はその同居者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者である場合は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの期間業務に従事させないこと。
- 3 管理理容師又は管理美容師は、理容又は美容が衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努めること。
- 4 補助業務従事者(通信教育中の者を含む。)の業務範囲は、清掃、タオル絞り、道具整理等は認められるが、理容又は美容の本質的作業に独立して従事することは認められない。

## 第7 自主的管理体制

- 1 開設者は、施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。
- 2 大規模な理容所又は美容所の開設者は、理容師法及び美容師法の規定に基づく管理理容師又は管理美容師のほか、その規模に応じた数の衛生責任者を定めておくことが望ましいこと。なお、管理理容師又は管理美容師が行う業務のうち、第4の2の(1)並びに第6の1及び3の業務は、デジタル技術等を活用して適切に業務を行うことができる場合は、当該業務についてオンライン実施・兼任により対応できるものであること。
- 3 管理理容師、管理美容師及び衛生責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。

## 附 則

この要領は、平成18年5月10日から施行する。

この要領は、令和8年4月22日から施行する。

## (参考)

- 1 理容所及び美容所における衛生等管理要領について

昭和56年6月1日 厚生省環境衛生局 環指第95号

(最終改正) 令和6年6月26日改正 健生発0626第6号